

～ 目 次 ～

厚生労働省 ― № 68	年金受給権者住所・支払機関変更届	年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14〈厚生年金保険法〉、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8〈国民年金法〉、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2
厚生労働省 ― № 69	年金証書再交付申請書	年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金証書の再交付を受けなければならない。	厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15〈厚生年金保険法〉、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の8〈国民年金法〉、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条〈船員保険法〉
厚生労働省 ― № 70	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条〈厚生年金保険法〉、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8〈国民年金法〉
厚生労働省 ― № 71	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条〈厚生年金保険法〉、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8〈国民年金法〉
厚生労働省 ― № 72	国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	一定の条件に該当し遺族年金を請求するときは、社会保険事務所長等に請求書を提出する。	厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10〈厚生年金保険法〉、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4〈船員保険法〉、国民年金法施行規則39条、40条〈国民年金法〉
厚生労働省 ― № 74	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条〈国民年金法〉
厚生労働省 ― № 76	国民年金保険料追納申込書	国民年金の保険料を追納するときは、申込書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法施行規則78条〈国民年金法〉
厚生労働省 ― № 77	国民年金保険料還付請求書	前納保険料の還付を受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法93条、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条
農林水産省 ― № 1	指定検疫物の輸入届出	指定検疫物を輸入した者が、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、輸入禁止品に該当するか否か、検査証明書の添付の有無、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無について家畜防疫官の検査を受けとるための手続き	家畜伝染病予防法第40条第1項
農林水産省 ― № 2	輸入植物等の検査の申請	植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者が、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫所に届け出て、検査を受けるための手続	植物防疫法第8条第1項
農林水産省 ― № 3	採捕数量等の報告	指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定めるものが、排他的経済水域等において第1種特定海洋生物資源を採捕したときは、採捕の数量等を農林水産大臣に報告する。	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第1項
経済産業省 ― № 1	経済産業省生産動態統計調査	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者（都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。	経済産業省生産動態統計調査規則第8条
経済産業省 ― № 2	商業動態統計調査	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者（都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。	商業動態統計調査規則第7条
経済産業省 ― № 3	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者（経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。	経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則第7条

～ 目 次 ～

経済産業省 ― № 4	事業用電気工作物の保安規程の届出	事業用電気工作物を設置する者が、工作物を使用する前に保安規程を定めて、大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。 また、保安規程を変更した時に、遅滞なく大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。	電気事業法第42条第1項
経済産業省 ― № 5	事業用電気工作物の保安規程の変更の届出	同上	電気事業法第42条第2項
経済産業省 ― № 6	工業所有権出願関連手続（特許、実用新案、意匠、商標に関する手続）	工業所有権に関する出願等を行うための手続	特許法第36条，特許法第48条の3，特許法第50条，特許法第17条，特許法第107条，意匠法第42条，商標法第5条，商標法第40条，商標法第19条第2項等
国土交通省 ― № 1	特殊車両通行許可申請	道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを制限しています。このような制限の基準値を超える車両を通行させようとする場合には、道路管理者に通行させる車両や経路などを申請し、特殊車両通行許可証の交付を受ける必要があります、そのための手続きが特殊車両通行許可申請です。	道路法第47条の2
国土交通省 ― № 2	自動車の新規登録、新規検査	登録を受けていない自動車の登録を受けようとする場合には、その所有者は新規登録の申請をしなければならない。登録を受けていない自動車を運行の用に供しようとするときは、その使用者は、新規検査を受けなければならない。	道路運送車両法第7条、道路運送車両法第59条
国土交通省 ― № 3	(1) 自動車の変更登録 (2) 自動車の移転登録 (3) 自動車の抹消登録 (4) 自動車の継続検査	(1) 自動車の所有者は所有者の住所等に変更があったときは、その事由のあった日から15日以内に変更登録の申請をしなければならない。 (2) 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に移転登録の申請をしなければならない。 (3) 登録自動車が滅失し、解体し（整備、又は改造のために解体する場合を除く。）又は自動車の用途を廃止したとき、所有者は、その事由があった日から15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたとき、一時抹消登録の申請をしなければならない。 (4) 登録自動車等の使用者は、自動車検査証の有効期間満了後も引き続き使用しようとするときは、継続検査を受けなければならない。	(1)道路運送車両法第12条 (2)道路運送車両法第13条 (3)道路運送車両法第15条または第16条 (4)道路運送車両法第62条
国土交通省 ― № 4	海技免状の有効期間の更新	海技免状の所持者が、その所持する海技免状の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、海技免状更新申請書及び必要な添付書類とともに海技免状の有効期間の更新を申請する。	船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条の2第2項
国土交通省 ― № 5	操縦免許証の有効期間の更新	小型船舶操縦免許証（以下操縦免許証）の所持者が、その所持する操縦免許証の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、操縦免許証更新申請書及び必要な添付書類とともに操縦免許証の有効期間の更新を申請する。	船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の11
国土交通省 ― № 6	入出港の届出(特定港)	総トン数20トン以上の船舶が特定港に入港した場合、船長は遅滞なく港長に届け出なければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。	港則法第4条
国土交通省 ― № 7	けい留施設の供用の届出(特定港)	総トン数500トン以上（関門港若松区においては総トン数300トン以上）の船舶が特定港においてけい留する場合、けい留施設の管理者は、あらかじめ港長に届け出なければならない。	港則法第5条第5項
国土交通省 ― № 8	危険物積込等の許可(特定港)	船舶が特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合、船長は港長の許可を受けなければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。	港則法第23条第1項

（注1）重点計画-2006に基づき要継続検討とされていた手続についての検討結果等から、総務省No.3、法務省No.5、財務省No.52～No.57、厚生労働省No.73、No.75については、利用促進対象手続より除外した。

（注2）行動計画（改定）中、昨年の行動計画に記載した事項については黒字、平成18年度における措置（検討を含む）事項については青字、平成19年度以降、新たに措置することとした事項については赤字で記載。

金 融 庁

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No.1

対 象 手 続		生命保険募集人登録事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		182,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第276条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：生命保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	182,000	198,836	182,000	182,000	182,000	
				154,737			
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	100	100	100	100	100	
				100			
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		①保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（オンライン化未対応） ②登録申請者が法人であるときは、役員の氏名及び住所を記載した書面（オンライン化未対応） ③登録申請者が生命保険募集人であることを証する書面（オンライン化未対応） ④登録申請者が法人であるときは、その定款、寄付行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（オンライン化未対応） ⑤登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類（オンライン化未対応）		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		保険募集を行うことの適格性を審査するうえで必要である（保険業法施行規則第214条）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	－		－		
		代理人による申請の場合	（全件オンライン手続で処理） 生命保険協会の電子署名により確認		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,150円		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	1,150円 （最近において事例無し）		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	約1ヶ月間		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	約1ヶ月間 （最近において事例無し）		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる。最近において事例無し）		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		－		
シ ス テ ム の 改 善		－		－			
広 報 ・ 普 及 活 動		－		－			
そ の 他		－		－			
電子申請・届出システム URL		http://anna.fsa.go.jp/shinsei_top.html					

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 2

対 象 手 続		生命保険募集人届出事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		184,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第280条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合について、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該手続き電子的に行うもの。 （主な利用者：生命保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	184,000	399,489	184,000	184,000	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）		100	100	100	100	
				275,226			
					100		
					100		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		－		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	－		－		
		代理人による申請の場合	（全件オンライン手続で処理） 生命保険協会の電子署名により確認		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる。最近において事例無し）		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		－		
	シ ス テ ム の 改 善		－		－		
	広 報 ・ 普 及 活 動		－		－		
	そ の 他		－		－		

電子申請・届出システム URL

http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 3

対 象 手 続		損害保険代理店登録事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		22,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第276条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：損害保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	22,000	22,000	22,000
					7,549		
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	100	100	100
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（オンライン化未対応） ②登録申請者が法人であるときは、役員の氏名及び住所を記載した書面（オンライン化未対応） ③登録申請者が損害保険代理店であることを証する書面（オンライン化未対応） ④登録申請者が法人であるときは、その定款、寄付行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（オンライン化未対応） ⑤登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類（オンライン化未対応）			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		保険募集を行うことの適格性を審査するうえで必要である（保険業法施行規則第214条）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	-			-	
		代理人による申請の場合	【電子申請の場合】 該当なし（平成18年7月末稼働予定）			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,700円 （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	1,700円			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	- （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	約2週間			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日 （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		-			-	
広 報 ・ 普 及 活 動		-			-		
そ の 他		・ 損害保険代理店の登録申請は、現状、所属損害保険会社がその申請について代理を行い、さらに日本損害保険協会（以下、「協会」という。）を経由して行っている。現在、協会において、代理店情報を登録するシステムを構築中である。本年7月末以降の本番稼働後は、当該システムを利用したオンライン申請が見込まれることから、オンライン利用率は100%となる見込みである。 ・ 平成18年7月末に協会において代理店情報を登録するシステムが構築されたことから、以降は全件オンライン利用。					

電子申請・届出システム URL

http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 4

対 象 手 続		損害保険代理店届出事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		49,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第280条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合には、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：損害保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	49,000	49,000	49,000	
				32,384			
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	100	100	100	
—							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	—		—		
		代理人による申請の場合	【電子申請の場合】 該当なし（平成18年7月末稼働予定） 【紙の場合】 代理申請会社の代理申請書		—		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日 （平成18年7月末稼働予定）		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる）		—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		—		
	シ ス テ ム の 改 善		—		—		
	広 報 ・ 普 及 活 動		—		—		
そ の 他		・ 損害保険代理店の登録申請は、現状、所属損害保険会社とその申請について代理を行い、さらに日本損害保険協会（以下、「協会」という。）を経由して行っている。現在、協会において、代理店情報を登録するシステムを構築中である。本年7月末以降の本番稼働後は、当該システムを利用したオンライン申請が見込まれることから、オンライン利用率は100%となる見込みである。 ・ 平成18年7月末に協会において代理店情報を登録するシステムが構築されたことから、以降は全件オンライン利用。					

電子申請・届出システム URL

http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html

省 務 総

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（総務省）

No. 1

対 象 手 続		無線局免許申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		7 2 , 0 0 0 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		電波法（昭和2 5 年法律第1 3 1 号）第6条第1項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		無線局の免許を受けようとする者が、事前に申請書に無線局の目的や開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。（主な利用者：無線局の免許を受けようとする者、代理申請率：未集計）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数（件）	104	10,360	14,400	18,000	21,600
				18,624		
	目 標 利 用 率（％）	0.1	15.1	20.0	25.0	30.0
25.8						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		・オンライン化済 （無線局事項書、工事設計書、添付書類（回線経路図、無線設備系統図、電源系統図その他））		－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		周波数の割当て等に係る技術審査上必要なので省略できない。 なお、平成1 7 年 5 月に一部添付図面の提出の不要化等申請者の負担を軽減するため添付書類の全様式の見直しを行った。 今後も、電波の利用実態の変化等にあわせて申請項目や添付書類等の削減可能性について検討する。			
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人の電子署名 （紙の場合は、本人による署名又は押印）		本人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）	
		代理人による申請の場合	代理人の電子署名＋委任状 （紙による委任状の場合は、申請者本人と代理人による署名又は押印）		代理人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	2 , 8 0 0 円～1 6 7 , 8 0 0 円		標準処理期間が平均3 0 ％短縮することを踏まえ、手数料の見直しを検討。（平成2 0 年度以降の実施に向けて検討中。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	2 , 9 0 0 円～1 6 7 , 8 0 0 円		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1 か月～6 か月 （無線局の種別等によって異なる）		左記期間の7 0 ％の期間	
		紙による手続の場合（オフライン）	1 か月～6 か月 （無線局の種別等によって異なる）		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	2 4 時間3 6 5 日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	官庁開庁日の0 8 : 3 0 ～1 7 : 0 0 （郵送可）		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		・申請手数料の電子納付を義務付け ・免許状送付用封筒の別送を義務付け		・印紙による申請手数料納付も認める（選択制） ・封筒別送の不要化等を検討	
	シ ス テ ム の 改 善		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の開発を3 か年計画で実施中（平成17～19年度）		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の導入（平成19年度～）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、ＨＰでの広報等を積極的に実施し、周知・普及を図る。		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、ＨＰでの広報等を積極的に実施し、更なる周知・普及を図る。	
	そ の 他		個々の省庁単位での取組以外に、電子申請の利用環境（申請手数料の電子納付の際に領収書が発行されない、電子証明書料金が高い、ＩＣカードリーダーが容易に入手できない地域がある等）そのものの改善が進んでいない。政府全体での取組が必要			

総務省電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（総務省）

No. 2

対 象 手 続			無線局再免許申請				
年 間 平 均 申 請 件 数			1 0 6 , 0 0 0 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項			電波法（昭和25年法律第131号）第6条第1項 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第16条第1項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間の満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。（主な利用者：無線局の再免許を受けようとする者、代理申請率：未集計）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	107	5,629	10,600 (注) 945	15,900	21,200	
	目標利用率（％）	0.1	6.6	10.0 (注) 1.6	15.0	20.0	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		・オンライン化済 （無線局事項書、工事設計書、添付書類（回線経路図、無線設備系統図、電源系統図その他））			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		周波数の割当て等に係る技術審査上必要なので省略できない。 なお、平成17年5月に一部添付図面の提出の不要化等申請者の負担を軽減するため添付書類の全様式の見直しを行った。 また、現に免許を受けている無線局の内容に変更がない場合は、工事設計書の記載は要しない。 今後、電波の利用実態の変化等にあわせて申請項目や添付書類等の削減可能性について検討する。 具体的には、一部の無線局種の手続について、事項書・工事設計書の添付省略の実現可否について検討中である。（省令改正により、平成19年8月施行を予定している。）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人の電子署名 （紙の場合は、本人による署名又は押印）			本人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）	
		代理人による申請の場合	代理人の電子署名＋委任状 （紙による委任状の場合は、申請者本人と代理人による署名又は押印）			代理人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,850円～12,600円			標準処理期間が平均30％短縮することを踏まえ、手数料の見直しを検討。（平成20年度以降の実施に向けて検討中。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	1,950円～12,700円			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月～6か月 （無線局の種別等によって異なる）			左記期間の70％の期間	
		紙による手続の場合（オフライン）	1か月～6か月 （無線局の種別等によって異なる）			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		官庁開庁日の08：30～17：00 （郵送可）			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		・申請手数料は電子納付によることが義務付け ・免許状送付用封筒の別送を義務付け			・印紙による申請手数料納付も認める（選択制） ・封筒別送の不要化等を検討		
シ ス テ ム の 改 善		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の開発を3か年計画で実施中（平成17～19年度）			電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の導入（平成19年度～）		
広 報 ・ 普 及 活 動		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、HPでの広報等を積極的に実施し、周知・普及を図る。			電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、HPでの広報等を積極的に実施し、更なる周知・普及を図る。		
そ の 他		個々の省庁単位での取組以外に、電子申請の利用環境（申請手数料の電子納付の際に領収書が発行されない、電子証明書料金が低い、ICカードリーダーが容易に入手できない地域がある等）そのものの改善が進んでいない。政府全体での取組が必要					

総務省電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

（注）多くの無線局の再免許申請は、電波法関係省令において、局種毎に一定の時期を定め、毎年その時期に行うことと規定されており、例年、特定時期に集中することとなるため、年度途中のデータは単なる参考扱いとなる。

法 務 省

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

№1～№2

対 象 手 続	不動産登記手続 (№1：不動産登記の申請，№2：不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)					
年 間 平 均 申 請 件 数	298,168,000件					
根 拠 法 令・条 項	№1：不動産登記法（平成16年法律123号）第16条 №2：不動産登記法（平成16年法律123号）第119条，第120条及び第121条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第1条					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	№1：根拠法令に基づき，不動産登記を申請しようとする者が，登記所に対して，登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。 （主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士 代理申請率：約90％） №2：不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し，又は登記情報を取得しようとする者が，登記所に対し登記事項証明書等の交付請求手続等を行い，又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。 （主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士，各種金融機関等 代理申請率 何人でも利用できる制度であることから，代理申請という考え方がない。）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績 ※平成18年度以降の目標値には，不動産登記申請の件数は含めていない。なお，実績値には不動産登記申請の件数を加算している。	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	22,659,597	29,787,000	39,769,000	55,673,000	78,808,000
				27,804,593		
	目標利用率（％） ※不動産登記申請の手続については，複雑な権利関係を正確に公示するため，真正性の担保として公的個人認証を始めとする電子署名や官公署等が発行する証明書の提供が必要であり，オンライン申請手続の利用促進のためには，公的個人認証の普及や官公署等が発行する証明書の電子化の促進，登録免許税の引き下げ，税の納入方法の容易化等の課題があり，これらの実現が利用率向上の前提となる。 ※利用率は，目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	8.43	11.17	14	19	27
				13.70		
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	№1 ①登記識別情報（オンライン化対応済） ②印鑑証明書（オンライン化対応済） ③住民票（オンライン化対応済） ④登記原因を証する情報（戸籍謄・抄本（オンライン化未対応）判決書，審判書，調停調書等（オンライン化未対応）） ⑤第三者の許可を証する情報（農地法所定の許可証（オンライン化未対応）） ⑥登録免許税の軽減を証する情報（住宅用家屋証明書（オンライン化未対応）） ※添付書類は相当数に及ぶため，代表的なものを例示した。			№1 ◎利用者の意見を踏まえつつ，添付情報の提供方法について検討を行う（平成18年度）。 ◎スキャナ読み取り形式（添付書類をPDF化した上で作成権者の所定の電子署名が付されたもの）が有効であることを周知する（平成17年度から実施中）。 ◎住所を証する情報として，住民票の写しの提出に代えて住民票コードを提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。 ◎登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。		
	№2 なし			№2 ◎不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書（代表者事項証明書含む。）の交付請求には，電子署名及び電子証明書その他の添付書類は不要であることを周知する（平成17年度から実施中）。 ◎登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。		

	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	№ 1 ◎不動産登記制度は、土地・建物という不動産の物理的状況及び権利関係を登記簿に表示して一般に公開することにより、取引の安全と円滑を図ろうとする制度であって、権利に関する登記には第三者に対する対抗要件であるという重要な効力が付与されているため、当該制度には当然に正確性が強く求められるものである。したがって、その正確性を担保するため、要求されている添付書類の省略を認めることはできない。 ◎添付書類のうち④から⑥に例示したものについては、当該書類を発行する官庁等において電子化の対応が採られていないものである。 ◎添付書類の見直しについては、オンライン申請を可能とすること等を内容とする不動産登記法等の全面改正の際（平成17年3月施行）に、研究会を行うなど外部有識者等の意見を聴取し、さらにパブリックコメントに付した上で行ったものである。	
		№ 2 —	
本人確認方法	本人による申請の場合	№ 1 電子署名 （紙の場合は実印及び印鑑証明書又は認印）	№ 1 他の方法によることが可能かどうか検討を行う（平成18年度）。
		№ 2 なし （紙の場合は記名）	№ 2 —
	代理人による申請の場合	№ 1 申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人の実印及び印鑑証明書並びに代理人の認印又は申請人本人及び代理人の認印）	№ 1 他の方法によることが可能かどうか検討を行う（平成18年度）。
		№ 2 なし （紙の場合は記名）	№ 2 —
手 数 料	オンライン手続の場合	№ 1 なし(制度上の徴収規定なし)	№ 1 —
		№ 2 ◎登記事項証明書 1通1,000円(オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれる。) ◎登記情報提供サービス 不動産登記情報(全部事項) 950円 (うち、登記手数料870円、協会手数料80円) 不動産登記情報(所有者事項) 440円 (うち、登記手数料360円、協会手数料80円)	№ 2 ◎オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれているため、郵送による交付請求よりも安価であることを周知する(平成17年度から実施中)。 ◎登記情報提供サービスの利用料金を平成18年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している。(→平成18年4月1日実施済。) 全部事項 770円 (うち、登記手数料710円、協会手数料60円) 所有者事項 270円 (うち、登記手数料210円、協会手数料60円) ◎利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成18年8月実施済。) ・オンラインによる登記事項証明書の交付手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している(平成19年度)。 登記事項証明書 1通 700円 ・登記情報提供サービスの手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している(平成19年度)。 全部事項 登記手数料 440円 所有者事項 登記手数料 130円 ※協会手数料についても60円→40円に引下げを予定している。
	紙による手続の場合(オフライン)	№ 1 なし(制度上の徴収規定なし) № 2 ◎登記事項証明書 1通1,000円 ◎登記情報提供サービスについては、紙による手続は用意されていない。	№ 1 — № 2 利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成18年8月実施済。)
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	№ 1 2～3日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№ 1 紙による手続に比べ、受付処理及び記入処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。
		№ 2 ◎登記事項証明書 1～2日 (ただし、請求者への返信は郵送によるため、郵便事情によって異なる。) ◎登記情報提供サービス 即時	№ 2 ◎登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。 ◎登記事項証明書の交付については、郵送請求に比べ請求書を登記所に郵送する期間が短縮化されることを周知する(平成17年度から実施中)。
		№ 1 2～3日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№ 1 —

目標達成に向けた具体的な措置内容		紙による手続の場合（オフライン）	№2 ◎登記事項証明書（郵送請求） 3～4日 （ただし、郵便事情によって異なる。） ◎登記事項証明書（窓口請求） 10～15分 （ただし、登記所の規模、申請の時期、時間帯等によって異なる。）	№2 —
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	№1及び№2 ◎月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで ◎登記情報提供サービスについては、月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から19時まで（№2及び№4）	№1及び№2 オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。
		紙による手続の場合（オフライン）	№1及び№2 月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで	№1及び№2 （参考） 平成18年7月1日から窓口の開庁時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）が8時30分から17時15分までとなった。）
	上記項目以外のインセンティブ措置		№1及び№2 ◎登記所に赴くことなく自宅等のパソコンからオンラインにより申請をすることができ、書面申請よりも登記申請の順位確保の優位性がある（№1）。 ◎登記申請事件の処理状況を管轄登記所に問い合わせることなくインターネットにより随時確認することができる（№1）。 ◎申請時にメールアドレスを登録すると登記申請事件が完了したことを知らせるメールが送信される（№1）。	№1及び№2 （→平成18年8月に電子政府を推進するための税制として、登記の電子申請に係る登録免許税の税額控除を要望。） ・電子政府を推進するため次の登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（5,000円を限度とする。）を控除する（①不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権設定登記（平成19年度）。（№1）
	システムの改善		№1及び№2 ◎105の登記所でオンライン申請が可能（平成18年2月末現在）（№1及び№2）。 ◎コンピュータ化された460の登記所の物件について登記情報提供サービスの利用が可能（平成18年2月末現在）（№2）。	№1及び№2 ◎全国の登記所をオンライン化する（平成20年度のできるだけ早期に実施）。（→平成18年12月現在で212庁でオンライン申請が可能となっている。）（№1及び№2） ・全国の登記所においてオンライン申請を可能とするため、新たに220庁のオンライン化を実施（平成19年度）。（№1及び№2） ◎窓口の利用者を対象としたオンライン利用促進のためのアンケート調査を行う（平成17年度以降実施）。（→平成18年3月実施済。）（№1及び№2） ◎登記申請書作成支援ソフトの機能改善を随時実施する（平成17年度から実施中）。なお、機能改善に当たっては、メインユーザーである資格者代理人の団体から意見を聴取する。（→司法書士、土地家屋調査士等の利用者の方々の意見を踏まえ実施。 ・双方代理の申請書様式を提供、マニュアルがわかりづらいたし、特に指摘のあった事項について説明を追加 ・複数のソフトウェアで実現されていた機能を一つのソフトウェアに統合 ・入力エラー箇所を反転表示する機能 ・入力項目にカーソルを合わせるとガイダンスメッセージを表示する機能 ・ファイル選択の際、申請状況等をアイコンで表示する機能 ・ソフトウェアのバージョンアップ方法の改善（→以上の項目について、平成18年度までに実施済。）（№1及び№2） ・申請書様式を管理する機能（№1及び№2） ・オンライン申請に係る物件情報の入力方法を改善（№1） ・申請書作成時に添付ファイルを設定できる機能（№1） ・申請する登記所について、都道府県を選択後に配下のオンライン稼働庁を選択できるよう改善（№1及び№2） （以上の項目について、平成19年度） ◎登記申請書作成支援ソフトにおいて実装している物件情報を特定する機能を使用するためのURLを公開し、サードベンダー開発のソフトウェアからも当該機能を使用可能とする対応を行う（平成19年度）。（№1及び№2） ◎オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールを開発する（平成19年度）。（№1及び№2） ◎オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境を開発する（平成19年度）。（№1及び№2）

		◎登記申請書作成支援ソフトの仕様公開を行う（平成17年度から実施中）（№1及び№2）。（→平成17年12月実施。） ◎全国の登記所をコンピュータ化する（平成19年度までに実施（№2））。 ◎全国のコンピュータ化された登記所（オンライン未指定庁）の不動産に係る登記事項証明書について、オンライン化された登記所に対して請求することを可能とするよう改善する（平成19年4月）。（№2）
広 報 ・ 普 及 活 動	№1及び№2 オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。	№1及び№2 ◎オンライン申請及びオンラインにより交付請求ができる登記所をできるだけ早期に確定し、ホームページ等を活用して公表する（平成17年度から実施中）。 ◎オンライン申請及びオンラインによる交付請求に関するホームページを更に充実させる（平成18年度）。（→平成18年8月に土地所在図等を添付情報とする場合のファイルの種類の形式を追加した。） ◎日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会及び全国銀行協会を通じ、オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書の交付請求の積極的な利用を要請する（平成17年から実施中）。 ◎各法務局・地方法務局において、士業団体、自治体等に対して、オンライン申請制度についての広報を行うとともに、オンライン申請への移行を要請する（平成17年度から実施中）。 ◎登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請及びオンラインによる交付請求への移行を促進する（平成17年度から実施中）。 ◎オンライン指定庁に登記事項証明書の交付請求が郵送によりあった場合は、オンラインによる交付請求が開始されている旨及びオンラインによる交付請求のメリット等を記載したメモを同封して返送することにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成17年度から実施中）（№2）。 ◎ホームページ等において、コンピュータ化された登記所間において、登記事項証明書の交付請求を相互に行うことができる登記情報交換サービスの広報を行うことにより、当該サービスによる登記事項証明書の交付請求の利用促進を図る（№2）。
そ の 他		№1及び№2 ◎登記事項証明書の利用方法等についての調査を行い、その結果をもとに更なるオンライン利用促進策を検討する（平成18年度）（№2）。（→平成18年11月に調査を実施済。） ・問題点の掘り下げを実施し、オンライン利用促進策を検討する（平成19年度）。（№2） ◎地図のコンピュータ化を促進し、オンラインによる地図情報の提供のサービスを早期に実施する。（№2） ・オンラインによる地図情報の提供サービスを平成19年4月から開始する予定である（平成19年度）。（№2）

オンライン手続のサービスを提供しているURL	http://shinsei.moi.go.jp/
登記情報提供サービスのURL	http://www1.touki.or.jp/gateway.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.1

対 象 手 続	不動産登記の申請手続					
年 間 平 均 申 請 件 数	14,119,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	不動産登記法（平成16年法律123号）第16条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	根拠法令に基づき、不動産登記を申請しようとする者が、登記所に対して、登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。 （主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士 代理申請率：約90%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	—	196	2,000	42,000	588,000
				923		
	目標利用率（%） ※不動産登記申請の手続については、複雑な権利関係を正確に公示するため、真正性の担保として公的個人認証を始めとする電子署名や官公署等が発行する証明書の提供が必要であり、オンライン申請手続の利用促進のためには、公的個人認証の普及や官公署等が発行する証明書の電子化の促進、登録免許税の引き下げ、税の納入方法の容易化等の課題があり、これらの実現が利用率向上の前提となる。 ※利用率は、目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	—	0.01	0.03	0.37	5
				0.03		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.2

対 象 手 続	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続等					
年 間 平 均 申 請 件 数	284,049,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	不動産登記法（平成16年法律123号）第119条、第120条及び第121条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第1条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し、又は登記情報を取得しようとする者が、登記所に対し登記事項証明書等の交付請求手続等を行い、又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。 （主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士、各種金融機関等 代理申請率 何人でも利用できる制度であることから、代理申請という考え方がない。）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	22,659,597	29,786,804	39,767,000	55,631,000	78,220,000
				27,803,670		
	目標利用率（%）	8.43	11.24	14	20	28
				13.95		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

№3～№4

対 象 手 続	商業・法人登記手続 (№3：商業・法人登記の申請，№4：商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)					
年 間 平 均 申 請 件 数	79,630,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	№3：商業登記法(昭和38年法律第125号)第14条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む) №4：商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条，第11条，第12条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む)，電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226条)第1条					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	№3：根拠法令に基づき商業・法人登記を申請しようとする者が，登記所に対して，登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業・法人登記の申請を行う。(主な利用者:司法書士、代理申請率:約90%) №4：商業・法人登記簿の登記事項証明書等の交付を請求し，又は登記情報を取得しようとする者が，登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い，又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。(主な利用者:司法書士，代理申請率:不明)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績 ※平成18年度以降の目標値には、不動産登記申請の件数は含めていない。なお、実績値には不動産登記申請の件数を加算している。	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数（件）	6,192,133	8,655,828	11,926,000	16,133,000	21,982,000
				11,069,588		
	目 標 利 用 率（%） ※利用率は，目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	8.33	11.56	15	20	28
				18.47		
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	№3 取締役会議事録など（オンライン化済） ※添付書類は相当数に及ぶため，代表的なものを例示した。			№3 ◎スキャナ読み取り形式（添付書類をPDF化した上で作成権者の所定の電子署名が付されたもの）が有効であることを周知する(平成17年度から実施中)。 ◎登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する(平成17年度から実施中)。		
	№4 なし			№4 ◎不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書（代表者事項証明書含む。）の交付請求には，電子署名及び電子証明書その他の添付書類は不要であることを周知する（平成17年度から実施中）。 ◎登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			№3 商業登記制度は、会社・法人に関する一定の事項を登記簿に記録し、これを公開することにより、取引の安全と円滑を図ろうとする制度であって当該制度には当然に正確性が強く求められるものである。したがって、その正確性を担保するため、要求されている添付書類の省略を認めることはできない。		
	№2 ー					

本人確認方法	本人による申請の場合	№3 電子署名 (紙の場合は実印+印鑑証明書(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要))	№3 他の方法によることが可能かどうか検討を行う(平成18年度)。(→現状においては、本人確認の確実性及び改ざん防止の観点から考えると電子署名による本人確認が有効である。)
		№4 なし(ただし、印鑑証明書の交付請求については、電子認証登記所による電子署名) (紙の場合は実印+印鑑証明書(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要))	№4 —
	代理人による申請の場合	№3 申請者本人の電子署名(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要)及び代理人の電子署名 (紙の場合は代表者本人の実印及び印鑑証明書(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要)並びに代理人の認印)	№3 他の方法によることが可能かどうか検討を行う(平成18年度)。(→現状においては、本人確認の確実性及び改ざん防止の観点から考えると電子署名による本人確認が有効である。)
		№4 なし(ただし、印鑑証明書の交付請求について印鑑カード)	№4 —
手数料	オンライン手続の場合	№3 なし(制度上の徴収規定なし)	№3 —
		№4 ◎登記事項証明書 1通1,000円(オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれる。) ◎印鑑証明書500円(オンラインによる印鑑証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれる。) ◎登記情報提供サービス 商業・法人登記情報(全部事項) 950円 (うち、登記手数料870円、協会手数料80円)	№4 ◎オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれているため、郵送による交付請求よりも安価であることを周知する(平成17年度から実施中)。 ◎登記情報提供サービスの利用料金を平成18年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している。(→平成18年4月1日実施済。) 全部事項 770円 (うち、登記手数料710円、協会手数料60円) ◎利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成18年8月実施済。) ・オンラインによる登記事項証明書の交付手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している(平成19年度)。 登記事項証明書 1通 700円 ・登記情報提供サービスの手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している(平成19年度)。 全部事項 登記手数料 440円 ※協会手数料についても60円→40円に引下げを予定している。
	紙による手続の場合(オフライン)	№3 なし(制度上の徴収規定なし)	№3 —
		№4 ◎登記事項証明書 1通1,000円 ◎印鑑証明書 1通500円 ◎登記情報提供サービスについては、紙による手続は用意されていない。	№4 利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成18年8月実施済。)
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	№3 2～3日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№3 紙による手続に比べ、受付処理及び記入処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。
		№4 ◎登記事項証明書 1～2日 (ただし、請求者への返信は郵送によるため、郵便事情によって異なる。) ◎登記情報提供サービス 即時	№4 ◎登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。 ◎登記事項証明書の交付については、郵送請求に比べ請求書を登記所に郵送する期間が短縮化されることを周知する(平成17年度から実施中)。
	紙による手続の場合(オフライン)	№3 2～3日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№3 —
		№4 ◎登記事項証明書(郵送請求) 3～4日 (ただし、郵便事情によって異なる。) ◎登記事項証明書(窓口請求) 10～15分 (ただし、登記所の規模、申請の時期、時間帯等によって異なる。)	№4 —

目標達成に向けた具体的な措置内容

利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	№3 及び №4 ◎月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで ◎登記情報提供サービスについては、月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から19時まで（№2 及び №4）	№3 及び №4 オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。
	紙による手続の場合（オフライン）	№3 及び №4 月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで	№3 及び №4（参考） 平成18年7月1日から窓口の開庁時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）が8時30分から17時15分までとなった。
上記項目以外のインセンティブ措置		№3 及び №4 ◎登記申請事件の処理状況を管轄登記所に問い合わせることなくインターネットにより随時確認することができる（№3）。 ◎申請時にメールアドレスを登録すると登記申請事件が完了したことを知らせるメールが送信される（№3）。	№3 及び №4 （→平成18年8月に電子政府を推進するための税制として、登記の電子申請に係る登録免許税の税額控除を要望。） ・電子政府を推進するため次の登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（5,000円を限度とする。）を控除する（②商業・法人登記のうち株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記）（平成19年度）。（№3）
システムの改善		№3 及び №4 ◎105の登記所でオンライン申請が可能（平成18年2月末現在）（№3）。 ◎101の登記所でオンライン請求が可能（平成18年2月末現在）（№4）。 ◎コンピュータ化された492の登記所の会社・法人について登記情報提供サービスの利用が可能（平成18年2月末現在）（№4）。 ◎登記申請書作成支援ソフトの仕様を公開（平成16年度から実施）（№3 及び №4）。	№3 及び №4 ◎全国の登記所をオンライン化する（平成20年度のできるだけ早期に実施）。（→平成18年12月現在で223庁でオンライン申請が可能となっている。）（№3 及び №4） ・全国の登記所においてオンライン申請を可能とするため、新たに208庁のオンライン化を実施（平成19年度）。（№3 及び №4） ◎窓口の利用者を対象としたオンライン利用促進のためのアンケート調査を行う（平成17年度以降実施）。（→平成18年3月実施済。）（№3 及び №4） ◎登記申請書作成支援ソフトの機能改善を随時実施する（平成17年度から実施中）。なお、機能改善に当たっては、メインユーザーである資格者代理人の団体から意見を聴取する。（→司法書士、土地家屋調査士等の利用者の方々の意見を踏まえ実施。） ・双方代理の申請書様式を提供、マニュアルがわかりづらいたし、特に指摘のあった事項について説明を追加 ・複数のソフトウェアで実現されていた機能を一つのソフトウェアに統合 ・入力エラー箇所を反転表示する機能 ・入力項目にカーソルを合わせるとガイダンスメッセージを表示する機能 ・ファイル選択の際、申請状況等をアイコンで表示する機能 ・ソフトウェアのバージョンアップ方法の改善（→以上の項目について、平成18年度までに実施済。）（№3 及び №4） ・申請書様式を管理する機能（№3 及び №4） ・申請する登記所について、都道府県を選択後に配下のオンライン稼働庁を選択できるよう改善（№3 及び №4） （以上の項目について、平成19年度） ◎登記申請書作成支援ソフトにおいて実装している物件情報を特定する機能を使用するためのURLを公開し、サードベンダー開発のソフトウェアからも当該機能を使用可能とする対応を行う（平成19年度）。（№3 及び №4） ◎オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールを開発する（平成19年度）。（№3 及び №4） ◎オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境を開発する（平成19年度）。（№3 及び №4）

		◎全国の登記所をコンピュータ化する（平成19年度までに実施（№4））。 ◎全国のコンピュータ化された登記所（オンライン未指定庁）の商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書及び代表者事項証明書について、オンライン化された登記所に対して請求することを可能とするよう改善する（平成19年4月）。（№4）
広 報 ・ 普 及 活 動	№3 及び №4	№3 及び №4 ◎オンライン申請及びオンラインにより交付請求ができる登記所をできるだけ早期に確定し、ホームページ等を活用して公表する（平成17年度から実施中）。 ◎オンライン申請及びオンラインによる交付請求に関するホームページを更に充実させる（平成18年度）。（→平成18年5月にオンライン申請等について会社法改正に対応するよう変更した。） ◎日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会及び全国銀行協会を通じ、オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書の交付請求の積極的な利用を要請する（平成17年から実施中）。 ◎各法務局・地方法務局において、士業団体、自治体等に対して、オンライン申請制度についての広報を行うとともに、オンライン申請への移行を要請する（平成17年度から実施中）。 ◎登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請及びオンラインによる交付請求への移行を促進する（平成17年度から実施中）。 ◎オンライン指定庁に登記事項証明書の交付請求が郵送によりあった場合は、オンラインによる交付請求が開始されている旨及びオンラインによる交付請求のメリット等を記載したメモを同封して返送することにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成17年度から実施中）（№4）。 ◎ホームページ等において、コンピュータ化された登記所間において、登記事項証明書の交付請求を相互に行うことができる登記情報交換サービスの広報を行うことにより、当該サービスによる登記事項証明書の交付請求の利用促進を図る（№4）。
そ の 他		№3 及び №4 ◎登記事項証明書の利用方法等についての調査を行い、その結果をもとに更なるオンライン利用促進策を検討する（平成18年度）（№4）。（→平成18年11月に調査を実施済。） ・問題点の掘り下げを実施し、オンライン利用促進策を検討する（平成19年度）。（№4）
オンライン手続のサービスを提供しているURL		http://shinsei.moj.go.jp/
登記情報提供サービスのURL		http://www1.touki.or.jp/gateway.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.3

対 象 手 続	商業・法人登記の申請手続					
年 間 平 均 申 請 件 数	2,120,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	商業登記法(昭和38年法律第125号)第14条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む)					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	根拠法令に基づき商業・法人登記を申請しようとする者が、登記所に対して、登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業・法人登記の申請を行う。(主な利用者:司法書士、代理申請率:約90%)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	1,487	10,406	63,000	178,000	429,000
				35,679		
	目標利用率（%） ※利用率は、目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	0.73	1.08	4	9	20
				3.09		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No. 4

対 象 手 続	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続等					
年 間 平 均 申 請 件 数	77,510,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条,第11条,第12条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む),電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226条)第1条					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	商業・法人登記簿の登記事項証明書等の交付を請求し,又は登記情報を取得しようとする者が,登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い,又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。(主な利用者:司法書士、代理申請率:不明)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	6,190,646	8,645,422	11,863,000	15,955,000	21,553,000
				11,033,909		
	目標利用率（％）	8.35	11.70	15	21	28
				18.77		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No. 6

対 象 手 続		債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求					
年 間 平 均 申 請 件 数		3 2 6 , 0 0 0件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第11条、第12条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第1条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		根拠法令に基づき債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付を請求しようとする者が、登記所に対して、債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続を行う。 （主な利用者：法人、司法書士 代理申請率：約40％）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	31	37,335	73,000 62,931	84,000	98,000	
	目標利用率（％）	0.01	6.81	22 13.75	26	30	
	行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
添 付 書 類	①登記事項概要証明書及び概要記録事項証明書の交付請求…なし ②登記事項証明書の交付請求…印鑑証明書（オンライン化済）			登記事項概要証明書については、添付書類が不要であることを周知する（平成16年度から実施中）。			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況						
本人確認方法	本人による申請の場合	◎登記事項概要証明書及び概要記録事項証明書の交付請求には、ID及びパスワード ◎登記事項証明書の交付請求の場合には、更に電子署名（紙の場合、登記事項証明書の交付請求をするときは、申請人の印鑑証明書）			他の方法によることが可能かどうか検討を行う（→現状においては、本人確認の確実性及び改ざん防止の観点から考えると電子署名による本人確認が有効である。）。		
	代理人による申請の場合	◎登記事項概要証明書及び概要記録事項証明書の交付請求には、代理人のID及びパスワード ◎登記事項証明書の交付請求の場合には、更に申請者本人及び代理人の電子署名（紙の場合、登記事項証明書の交付請求をするときは、申請人の印鑑証明書及び委任状）			同上		
手 数 料	オンライン手続の場合	◎登記事項概要証明書 1通250円 ◎登記事項証明書 1通450円 ◎概要記録事項証明書 1通500円 ◎登記情報提供サービス（債権譲渡登記事項概要ファイル） 1件480円（うち登記手数料400円、協会手数料80円）			◎登記情報提供サービスの利用料金を平成18年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している。（→平成18年4月1日実施済。） 債権譲渡登記事項概要ファイル 460円（うち登記手数料400円、協会手数料60円） ・ 登記情報提供サービスの利用料金を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している（平成19年度）。 債権譲渡登記事項概要ファイル 440円（うち登記手数料400円、協会手数料40円） ◎利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。		
	紙による手続の場合（オフライン）	◎登記事項概要証明書 1通300円 ◎登記事項証明書 1通500円 ◎概要記録事項証明書 1通500円			利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。		
目標達成に向けた具体的な措置内容	処理時間（申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5～10分程度			登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。	
		紙による手続の場合（オフライン）	5～10分程度			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで			オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。	
		紙による手続の場合（オフライン）	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで			－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－			－		
シ ス テ ム の 改 善		システム仕様未公開			◎全国のコンピュータ化された登記所（オンライン未指定庁）の概要記録事項証明書について、オンライン化された登記所に対して請求することを可能とするよう改善する（平成19年4月）。 ◎業務処理の効率化及び性能・信頼性の向上を図るため、債権譲渡登記システム改修の要否について検討する（→現在、電子登録債権法制の検討が進められているところであり、不確定要素が多い中で今後の債権譲渡登記の事件数の推移を予測することは困難な状況にある。したがって、現時点においてシステム改修の要否について結論を出すことはできないが、事件の動向等を注視しつつ、平成19年度以降、引き続き検討する。）。 ※請求者が利用するアプリケーションソフトがないため、公開すべきシステム仕様はない。		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎登記所の窓口等にポスターを掲示したり、リーフレットを用意するなどしてオンラインによる交付請求への移行を促進する（平成16年度から実施中）。 ◎ホームページでオンライン申請手続についての解説を行う（平成16年度から実施中）。 ◎オンラインによる登記事項証明書等の交付請求が開始されたことについて、登記所の受付窓口でも広報を行うことにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成16年度から実施中）。			◎主要ユーザー（事業者協会等）へのヒアリングを行う（→平成18年1月～3月に実施済）。 ◎郵送申請者に対するオンライン利用の個別案内（広報チラシの同封）を行うことにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成17年度から実施中）。 ◎ホームページの充実を図る（より分かり易いオンライン申請の手順書を準備中）（平成19年度早期に実施）。		
そ の 他		－			－		
オンライン手続のサービスを提供しているURL		http://shinsei.moj.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.7

対 象 手 続		成年後見登記に関する証明書の交付請求					
年 間 平 均 申 請 件 数		8 9 7 , 0 0 0件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		後見登記等に関する法律（平成11年法律152号）第10条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		後見登記等ファイルに記録されている者等一定の者が、登記所に対し、成年後見登記に関する証明書の交付請求手続を行う。 （主な利用者：一般、代理申請率：約20％）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	52,131	421,264	390,000 353,394	399,000	408,000	
	目標利用率（％）	6.01	43.76	43 48.11	44	45	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①戸籍謄抄本等の電子情報（本人の配偶者又は四親等内の親族が本人に係る証明書の交付請求をする場合）（オンライン化未対応） ②委任状（代理人による交付請求の場合）（オンライン化済）			－		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			③添付書類①及び②については、証明書の交付を請求できる者が後見登記等ファイルに記録されている本人、本人の親族等一定の者に限定されており、その資格者が否かを確認するために必要であるから省略できない。 ④添付書類①については、当該書類を発行する市区町村において電子化の対応が採られていないものである。		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は認印、免許証等の提示等による本人確認実施）			※証明書の交付を請求できる者が後見登記等ファイルに記録されている本人、本人の親族等一定の者に限定されており、その資格者が否かを確認するために必要であり、その資格者が否かを確認するために、現状では最も一般的な方法であるから省略できない。	
		代理人による申請の場合	本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の認印、免許証等の提示等による代理人の本人確認実施）			※証明書の交付を請求できる者が後見登記等ファイルに記録されている本人、本人の親族等一定の者に限定されており、その資格者が否かを確認するために必要であり、その資格者が否かを確認するために、現状では最も一般的な方法であるから省略できない。	
	手 数 料	オンライン手続の場合	◎登記事項証明書 1通 750円（紙受取） 1通 700円（電子受取） ◎登記されていないことの証明書 1通 450円（紙受取） 1通 400円（電子受取）			利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。（→平成18年8月実施済。） ・証明書の登記手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している（平成19年度）。 ◎登記事項証明書 1通 490円（紙受取） 1通 440円（電子受取） ◎登記されていないことの証明書 1通 330円（紙受取） 1通 280円（電子受取）	
		紙による手続の場合（オフライン）	◎登記事項証明書 1通 1,000円 ◎登記されていないことの証明書 1通 500円			利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。（→平成18年8月実施済。） ・証明書の登記手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している（平成19年度）。 ◎登記事項証明書 1通 800円 ◎登記されていないことの証明書 1通 400円	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5～10分程度			※登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。	
		紙による手続の場合（オフライン）	5～10分程度			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで			オンライン申請利用拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コストを踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。	
		紙による手続の場合（オフライン）	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			－	
	シ ス テ ム の 改 善		システム仕様未公開			※請求者が利用するアプリケーションソフトがないため、公開すべきシステム仕様はない。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		毎年、パンフレットを印刷・配布し又は法務省ホームページにより周知を行っている。			今後も見直しを行い充実化を図る。（→平成19年3月にパンフレット及び法務省ホームページにより、登記手数料の改定について、周知。）	
	そ の 他		－				
オンライン手続のサービスを提供しているURL				http://shinsei.moj.go.jp/			

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.8

対 象 手 続		乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		1,070,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第16条第1項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		外国人の乗員が船舶等の乗換え等の目的で15日を超えない範囲で上陸を希望する場合に船舶等の長又は運送業者の申請に基づき乗員上陸許可書を発給する手続。 （主な利用者：運送業者及び船舶代理店）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19
		目標利用件数（件）	270,000	284,000	300,000 366,000	315,000
		目標利用率（％）	25	27	28 34	29
						31
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		乗員名簿（オンライン化済）		添付物の電子フォーマットについて、PDFなどにも幅広く対応する旨周知するとともに事務の効率化を図るために、関係機関との連携を図りつつ、電子申請を積極活用していただきたい旨広報する。（平成18年）（→平成18年度実施済。） 乗員上陸許可支援システムのWEBサイトに、FAQを設け、利用者登録方法等の周知・広報を行った。（→平成18年12月実施済。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類については、法令で提出が義務づけられており業務遂行上必要不可欠なため省略することはできない。 なお、項目の削減については実施済み。（平成17年）			
	本人確認方法	本人による申請の場合	申請手続を行う主体は、船舶等の長又は運送業者であるところ、オンライン申請については、ID・パスワードにより確認、紙申請については、身分証明書等の提示を求めることにより申請者の身分事項を確認している。		—	
		代理人による申請の場合			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料は存在しない。		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料は存在しない。		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1件1申請ではないため回答までの平均的な処理時間を算出することはできない。		同左	
		紙による手続の場合（オフライン）	1件1申請ではないため回答までの平均的な処理時間を算出することはできない。		同左	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	4：00～2：00（22時間）		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9：00～17：00		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		乗員上陸許可に係る電子申請に対しては、同許可書を交付するにあたり、電子的に交付を行い船舶代理店等において乗員上陸許可書の印刷が可能となるシステムの実現を図る。	
	シ ス テ ム の 改 善		申請項目の削減に係るシステム改修を実施した。		オンラインでの乗員上陸許可書交付が可能となるシステムの実現を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎財務省関税局のNACCSや国土交通省の港湾EDIからのアクセスも引き続き可能とし、WEBサイト等を通じて積極的な利用を呼びかける。		◎運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用し広報を行う。 （乗員上陸許可書の電子交付に併せて実施）	
	そ の 他		—		—	

乗員上陸許可支援システムURL

<http://www.cps.immi-moj.go.jp/>

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.9

対 象 手 続		船舶の長による乗員名簿の提出等					
年 間 平 均 申 請 件 数		130,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第57条第1項及び第3項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		船舶等の長又は運送業者は、船舶の場合は入港時より24時間前までに、航空機の場合は入港前に船舶等の乗員名簿を提出する。（主な利用者：運送業者及び船舶代理店）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	19,000	20,000	21,500	23,000	24,500
					30,500		
		目標利用率（％） ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	15	15	17	18	19
23							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①入港届（オンライン化済） ②出港届（オンライン化済） ③乗員名簿（オンライン化済） ④乗客名簿（オンライン化済）			添付物の電子フォーマットについて、PDFなどにも幅広く対応する旨周知するとともに事務の効率化を図るために、関係機関との連携を図りつつ、電子申請を積極活用していただきたい旨広報する。（平成18年）（→平成18年度実施済。） 乗員上陸許可支援システムのWEBサイトに、FAQを設け、利用者登録方法等の周知・広報を行った。（→平成18年12月実施済。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類のうち、①～④については、法令で提出が義務づけられており業務遂行上必要不可欠なため省略することはできない。 なお、項目の削減については実施済み。（平成17年）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	申請手続を行う主体は、船舶等の長又は運送業者であるところ、オンライン申請については、ID・パスワードにより、紙申請については、身分証明書等の提示を求めることにより申請者の身分事項を確認している。			－	
		代理人による申請の場合				－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料は存在しない。			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料は存在しない。			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	受付のみで処理は行わない。			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	受付のみで処理は行わない。			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	4：00～2：00（22時間）			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9：00～17：00			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			オンラインでの乗員上陸許可書交付が可能となるシステムの実現を図ることにより、その前提となる乗員名簿等の提出についてもオンライン手続の促進を図る。	
	シ ス テ ム の 改 善		申請項目の削減に係るシステム改修を実施した。			オンラインでの乗員上陸許可書交付が可能となるシステムの実現を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎財務省関税局のNACCSや国土交通省の港湾EDIからのアクセスも引き続き可能とし、WEBサイト等を通じて積極的な利用を呼びかける。			◎運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用して広報を行う。 （乗員上陸許可書の電子交付に併せて実施）	
	そ の 他		－			－	

乗員上陸許可支援システムURL

<http://www.cps.immi-moj.go.jp/>

財 務 省

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1

対 象 手 続		積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出（外国貿易船）					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 3 4 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第15条第1項、第3項					
手 続 概 要		開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。（主な利用者：船会社、船舶代理店）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	38,000	40,431	50,000	59,000	67,000
					—		
		目標利用率（％）	27.9	31.6	³⁷ （コンテナ船について90） —	⁴⁴ （コンテナ船について93）	^{50以上} （コンテナ船について95）
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—				
	本人確認方法	本人による申請の場合	※オンラインによる本人申請無 （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—	
		代理人による申請の場合	I D ・ パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （場合によっては、執務時間外及び土日にも対応、当直官署にあっては終日）			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			—	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			—	
そ の 他		国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）が定めるFAL様式を採用したことにより、必須入力項目数が減少した。（平成17年11月1日から）			—		
NACCS URL			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 2

対 象 手 続		積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出（外国貿易機）					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 4 2 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 1 5 条第 7 項、第 9 項					
手 続 概 要		税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、あらかじめ当該外国貿易機の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易機が税関空港に入港したとき、機長は直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。（主な利用者：航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	41,000	48,691	53,000	61,000	71,000
					－		
		目標利用率（％）	27.5	29.9	37	43	50以上
－							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	※オンラインによる本人申請無 （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （場合によっては、執務時間外及び土日にも対応、当直官署にあっては終日）			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			-	
	そ の 他		－			－	
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 3

対 象 手 続		貨物の積卸しについての書類の呈示					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,819,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第16条第2項					
手 続 概 要		船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。 （主な利用者：船会社、航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	1,597,000	1,779,710	1,619,000	1,637,000	1,638,000
					—		
		目標利用率（％）	87.8	83.6	89	90	90以上
—							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—	
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （当直官署にあっては終日）			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			—	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			—	
	そ の 他		—			—	
N A C C S U R L		http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 4

対 象 手 続		出港届の提出（許可）					
年 間 平 均 申 請 件 数		2 6 7 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 1 7 条第 1 項					
手 続 概 要		外国貿易船及び外国貿易機が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。 （主な利用者：船会社、船舶代理店、航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		82,000	98,177	101,000 —	115,000	134,000
	目標利用率（％）		29.6	33.6	38 —	43	50以上
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—				
	本人確認方法	本人による申請の場合	※オンラインによる本人申請無 （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （ 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ） （当直官署にあっては終日）			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			—	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			—	
そ の 他		国際海上交通の簡易化に関する条約（F A L 条約）が定める F A L 様式を採用したことにより、必須入力項目数が減少した。（平成 1 7 年 1 1 月 1 日から）			—		
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 5

対 象 手 続		執務時間外における貨物の積卸しの届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 9 7 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 1 9 条					
手 続 概 要		行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。 （主な利用者：船会社、航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	140,000	149,637	156,000	165,000	177,000	
				－			
	目標利用率（％）	69.8	71.3	79	84	90以上	
－							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	無		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （当直官署にあっては終日）		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置			-		-	
	シ ス テ ム の 改 善			利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		－	
	広 報 ・ 普 及 活 動			窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		－	
そ の 他			－		－		
N A C C S U R L		http://www.naccs.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 6

対 象 手 続		外国貨物仮陸揚の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		6 3 2 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 2 1 条					
手 続 概 要		外国貨物を仮に陸揚しようとするときは、船長又は機長は、税関にあらかじめその旨を届け出なければならない。 （主な利用者：船会社、航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	521,000	482,853	537,000	550,000	601,000
					－		
		目標利用率（％）	78.0	76.0	85	87	90以上
－							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （当直官署にあっては終日）			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			－	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			－	
そ の 他		－			－		
N A C C S U R L		http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 7

対 象 手 続		内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		266,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第23条第2項					
手 続 概 要		内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。 （主な利用者：船機用品業者）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	8,600	19,315	24,000	32,000	40,000	
				—			
	目標利用率（％）	3.2	7.1	9	12	15以上	
				—			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		無			—		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—					
本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—		
	代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—		
手 数 料	オンライン手続の場合	無			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	無			—		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。			—		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （当直官署にあっては終日）			—		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			-		
シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			—		
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			窓口において文書による申請者に対し、利用の慫慂（しょうよう）を行うとともに、事務の運用を含め手続の簡素化を検討し実施する。（18年度中） また、本手続業務を港湾・空港において広く利用されているNACCSに移管し、申請者の利便性向上を図る。（20年度以降）		
そ の 他		—			—		
CuPES URL		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 8

対 象 手 続		外国往来船又は外国往来航空機と陸地との交通の許可申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 6 7 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 2 4 条第 1 項					
手 続 概 要		本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。 （主な利用者：船舶代理店、船機用品業者）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	13,000	11,076	33,000	43,000	50,000	
				－			
	目標利用率（％）	8.0	12.9	20	26	30以上	
－							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	無		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （当直官署にあっては終日）		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		－		
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		窓口において文書による申請者に対し、利用の慫慂（しょうよう）を行うとともに、事務の運用を含め手続の簡素化を検討し実施する。（１８年度中） また、本手続業務を港湾・空港において広く利用されているNACCSに移管し、申請者の利便性向上を図る。（２０年度以降）			
そ の 他		－		－			
CuPES URL		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 9

対 象 手 続		外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請							
年 間 平 均 申 請 件 数		1 2 3 , 0 0 0 件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 2 4 条第 2 項							
手 続 概 要		本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が、貨物の授受を目的とするものであるときは、その交通は、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。 （主な利用者：船舶代理店、船機用品業者）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件）	6,600	13,849	16,000 —	21,000	24,600			
	目標利用率（％）	5.2	10.5	13 —	17	20			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—			
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			—			
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			—			
		紙による手続の場合（オフライン）	無			—			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。			—			
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。			—			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			—			
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （ 0 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 ） （当直官署にあっては終日）			—			
	上記項目以外のインセンティブ措置			-			-		
	シ ス テ ム の 改 善			利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			—		
	広 報 ・ 普 及 活 動			窓口等でオンライン利用を奨励（しょうよう）している。			窓口において文書による申請者に対し、利用の奨励（しょうよう）を行うとともに、事務の運用を含め手続の簡素化を検討し実施する。（18年度中） また、本手続業務を港湾・空港において広く利用されているNACCSに移管し、申請者の利便性向上を図る。（20年度以降）		
	そ の 他			—			—		
C u P E S U R L				http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 10

対 象 手 続		保税運送（包括）承認					
年 間 平 均 申 請 件 数		7 6 7 , 0 0 0件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第63条第1項					
手 続 概 要		外国貨物を開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間で、外国貨物のまま運送しようとする者は、貨物の品名、数量、運送先等を税関に申告し承認を受けなければならない。（運送の状況やその他の事情を勘案して、税関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して承認することも可能。） （主な利用者：航空会社、通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	700,000	717,000	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上
					－		
		目標利用率（％）	91.3	93.1	現行水準の維持・向上		
				－			
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）			－	
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００）			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			－	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			－	
	そ の 他		－			－	
NACCS URL			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1 1

対 象 手 続		輸入（納税）申告（輸入許可前引取り承認申請を含む。）						
年 間 平 均 申 請 件 数		3 1 , 7 2 1 , 0 0 0 件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第 7 条、第 7 条の 2 第 2 項、第67条、第73条第 1 項						
手 続 概 要		・ 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。（第 7 条） ・ 特例申告を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可の日の属する月の翌月末日までに税関長に提出しなければならない。（第 7 条の 2 ） ・ 貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。（第67条） ・ 輸入申告の後輸入の許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長の承認を受けなければならない。（第 73条第 1 項） （主な利用者：通関業者）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件）	30,898,000	32,948,000	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	
		目標利用率（％）	97.4	97.5	現行水準の維持・向上			
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
		添 付 書 類			－			
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			（添付書類を廃止できない理由） 輸入貨物の種類、数量及び価格等の確認、適正な関税等の賦課及び徴収、他法令の許可・承認等の確認など適正な輸入通関の確保のため。なお、一定の要件を満たせば、仕入書等の提出を省略できる場合もある。 （添付書類をオンライン化できない理由） ・ 原産地証明書等の一部の添付書類については、その原本性を確認する必要があるが、原本性の検証等の電子的処理を行うための環境が整備されていないため。 ・ 他省庁における申請手続がオンライン化されていないため。			
		本人確認方法		本人による申請の場合	I D 及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		－	
				代理人による申請の場合	I D 及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		－	
		手 数 料		オンライン手続の場合	無		－	
				紙による手続の場合（オフライン）	無		－	
		処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。		－	
				紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。		－	
		利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		－	
				紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （国際空港等の一部の官署においては、執務時間外も可）		－	
		上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
		シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		－		
		広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を促進（しよう）している。		－		
		そ の 他		－		－		
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L			http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1 2

対 象 手 続		輸出申告					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 3 , 5 3 5 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第67条					
手 続 概 要		貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。 （主な利用者：通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	13,359,000	13,842,000	現行水準の維持・向上 －	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	
	目標利用率（％）	98.6	98.0	現行水準の維持・向上 －			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①仕入書（オンライン化済） ②関税法第70条に規定する他法令の許可・承認等を証する書類（一部オンライン化済） ③関税の軽減、免状又は払戻しに関連して輸出申告の際に提出を必要とされている貨物については、その書類（一部オンライン化済） ④内国消費税等の輸出免税等を受ける貨物については、輸出免税物品輸出証明申請書又は輸出申告書付表（一部オンライン化済）			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		（添付書類を省略できない理由） 輸出貨物の品名、数量及び価格等の確認、他法令の許認可の確認等、適正な輸出通関の確保のため。 なお、一定の要件を満たせば、仕入書等の提出を省略できる場合もある。 （添付書類をオンライン化できない理由） 輸出申告書付表等の一部の添付書類については、申請者の押印が必要となっており、また、輸出免税が適用されるためには、貨物が船舶等へ積み込まれたことの税関長が証明が必要であるため。（酒税法、たばこ税法等）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ及びパスワード （紙の場合：記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	ＩＤ及びパスワード （紙の場合：記名・押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （国際空港等の一部の官署においては、執務時間外も可）			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			－	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			－	
	そ の 他		－			－	
N A C C S U R L		http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 13

対 象 手 続		臨時開庁承認申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		469,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第98条				
手 続 概 要		行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。 （主な利用者：通関業者）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	240,000	466,000	389,000	493,000	620,000
				—		
	目標利用率（％）	51.2	82.9	58.2	61.7	65以上
				—		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		—	
		代理人による申請の場合	ＩＤ及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	3,800(5時～22時)、4,250(22時～5時)		全府省で定期的に行う各種手数料等の単価改定作業の中で検討	
		紙による手続の場合（オフライン）	4,100(5時～22時)、4,550(22時～5時)		全府省で定期的に行う各種手数料等の単価改定作業の中で検討	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （国際空港等の一部の官署においては、執務時間外も可）		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置			—		—
	シ ス テ ム の 改 善			利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		—
	広 報 ・ 普 及 活 動			窓口等でオンライン利用を奨励（しょうよう）している。		—
	そ の 他			—		—
NACCS URL		http://www.naccs.go.jp/				
CuPES URL		http://www.cupes.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1 4

対 象 手 続		積卸コンテナ一覧表の提出					
年 間 平 均 申 請 件 数		203,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		コンテナに関する通関条約（昭和46年条約6号）第2条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和46年政令第257号）第2条					
手 続 概 要		輸入税の免除を受けてコンテナを輸入又は輸出しようとする者は、当該コンテナの種類、記号、番号、積卸する船舶等の名称、及び国産コンテナの特例に係る表示をしているコンテナについてはその旨を積卸コンテナ一覧表に記載し、積卸を行う場所を管轄する税関官署へ提出することを以て、関税法第67条の規定による申告があったものとみなす。 （主な利用者：船会社、通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	151,000	157,000	161,600	166,900	172,600
					—		
		目標利用率（％）	74.4	76.9	79.6	82.2	85以上
—							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）			—	
		代理人による申請の場合	ID・パスワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00）			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			—	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			—	
	そ の 他		—			—	
NACCS URL		http://www.naccs.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.15

対 象 手 続		納税証明書の交付請求							
年 間 平 均 申 請 件 数		1,689,000 件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		国税通則法（昭和37年法律66号）第123条第1項							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		納税証明書は申告・納付した納税額、所得金額及び未納の税額がないこと等について証明するものであり、納税者が融資申込みや資格審査等の添付書類として使用するため、必要となる都府、税務署等へ交付請求を行うものである。 （主な利用者：個人、法人、代理申請率：不明）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件）	452	269	32,000 （国税・地方税の申告・納付） 892 （国税・地方税の申告・納付） 11万1千件 （国税・地方税の申告・納付） 1万1千件	49,000 （国税・地方税の申告・納付） 11万1千件 （国税・地方税の申告・納付） 1万1千件	135,000 （国税・地方税の申告・納付） 11万1千件 （国税・地方税の申告・納付） 1万1千件			
	目標利用率（％）	0.03%	0.02%	2% 0.05%	3%	8%			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況								
	本人確認方法		本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・本人の電子署名 紙による手続の場合 ・身分証明書等本人であることを確認できるもの			-		
	本人確認方法		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・委任状（本人が署名・押印したもの）、代理人本人であることを確認できるもの			-		
	手 数 料		オンライン手続の場合	370円			-		
	手 数 料		紙による手続の場合（オフライン）	400円			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	受信確認後おおむね15分程度			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		紙による手続の場合（オフライン）	おおむね15分程度			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		○ 入札資格審査、銀行融資などで大量に必要な場合でも原本データをコピーして利用できるため一度の取得で済む。			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 電子納税証明書の利用機会の拡大を関係府省及び関係機関に要請 ○ 各都道府県に対し利用促進について依頼するとともに電子納税証明書利用時の注意点を周知した（平成17年11月8日）。 ○ 総務省に対して電子納税証明書の利用促進について依頼（平成17年11月14日）。 ○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 手数料納付に対応したインターネットバンキング、ATMの普及に向け金融機関等との連携を強化する。 ○ 電子納税証明書等の活用について、受入先への積極的取組を要請するとともに、利用のための検証ツールなどの提供を引き続き行う。更に、受入先が拡大するまでの措置として、オンライン申請された納税証明書を書面で発行することについて検討を進める。（オンライン申請された納税証明書の書面発行は、平成19年度実施予定） ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他		-							
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.16

対 象 手 続			消費税課税事業者届出書				
年 間 平 均 申 請 件 数			160,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項			消費税法（昭和63年法律108号）第57条第1項第1号				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより消費税の課税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に課税事業者となった旨を届け出る手続。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	122	238	3,000 （平成18年度の実績） （平成19年2月末までの実績） 1,201	5,000 （平成18年度の実績） （平成19年2月末までの実績） 1,137	13,000 （平成18年度の実績） （平成19年2月末までの実績） 1,687	
	目標利用率（％）	0.08%	0.15%	2% 0.75%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-			
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他		-		-			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ	http://www.e-tax.nta.go.jp
----------------------------	----------------------------

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>